



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度 看護職などの支援へスタート 本会などの寄付金で加入負担少ない制度に

新型コロナウイルス感染症に対応する看護職などの医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかも知れない不安や恐怖の中、患者の治療に従事しています。

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員76万人）は、かねてから経済面も含め医療従事者が安心して医療に従事できる体制の整備を国に要望してきました。

こうした要望などを受けて、厚生労働省は本年9月に新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関などへの支援として「新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の交付を決定し、この補助金を活用して「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」が創設されることになりました。同制度は、加入している医療機関等で、新型コロナウイルスに感染し4日以上休業した場合の休業補償保険金や、死亡時には死亡補償保険金を支払うものです。また、医療団体からの寄付金や国の補助金を活用することで、医療機関等は少ない負担で制度に加入することができることも特徴です。日本看護協会もこの制度の趣旨に賛同し、新型コロナウイルス関連でいただいた寄付金の中から2億円を拠出することになっています。

報道関係の皆さまにおかれましては、同制度の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

<制度の概要>

【名称】新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度

【加入対象】日本国内の病院、診療所（歯科診療所含む）、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院、都道府県看護協会 ※病院、診療所は保健医療機関のみ

【補償対象】政府労災保険等に加入している医療機関等の従業員

【補償内容（医療従事者一人当たり）】

政府労災保険等の認定を受けた場合、以下の通りになります。

- 新型コロナウイルス感染症の罹患により4日以上休業した場合 20万円
- 新型コロナウイルス感染症の罹患により死亡した場合 500万円

【保険料】

- 年間保険料（医療従事者一人当たり） 1,000円

国や医療団体からの補助適用後の実質的な負担額は下記の通りになります。

- 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 医療資格者等* 無料 その他の従事者 1,000円
- その他の医療機関 医療資格者等 500円 その他の従事者 1,000円

※当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等を含む

【運営機関】公益財団法人医療機能評価機構

制度に関する詳細は同機構サイト (<https://jcqhc.or.jp/w-comp>) を参照ください。